

## 検査器具の貸出要項

(平成24年3月15日理事長決定)

### 1 目的

公益財団法人北海道学校給食会（以下「当会」という。）は、学校給食における食中毒の発生防止を図るために学校給食関係者が取り組む衛生管理等に資することを目的に検査器具の貸出を行うものとする。

### 2 貸出対象

検査器具の貸出は、市町村教育委員会、共同調理場及び学校等からの貸出申し込みにより行う。

### 3 貸出検査器具

貸し出しする器具は、次のとおりとする。

- (1) ふらん器
- (2) 紫外線ランプ（脂肪残留物測定用）
- (3) ATP拭取り検査器
- (4) 手洗いチェッカー

### 4 貸出期間

貸出期間は、申込者の希望利用期間を勘案し、理事長が決定する。

### 5 検査器具貸出申込書の提出

検査器具の貸し出しを申し込む者は、様式1の「検査器具貸出申込書」を理事長に提出するものとする。

### 6 貸出の決定及び通知

当会は、「検査器具貸出申込書」を受理したときは、貸出状況を検討の上、検査器具の貸し出しを決定し、様式2の「検査器具貸出決定通知書」により通知するものとする。

### 7 検査器具使用記録表の提出

検査器具を利用した者は、様式3の「貸出検査器具使用記録表」を作成し、理事長に提出するものとする。

### 8 貸出に伴う検査器具の輸送方法

輸送は、当会の配送車又は輸送業者により対応する。なお、輸送に要する経費は当会の負担とし、返却に当たっては当会が用意した専用伝票又は輸送業者送り状を使用すること。

### 9 検査器具使用に伴う消耗品の提供

ふらん器及びATP拭取り検査器の使用に伴う次の消耗品については、当分の間予算の範囲内で無償提供するが、原則として1申請者につき年度内1回とする。

ただし、理事長が必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) スタンプ型培地：次の培地を、1回当たり各種10枚を限度とする。
  - ① 一般細菌検出用
  - ② 大腸菌・大腸菌群検出用
  - ③ 黄色ブドウ球菌検出用
- (2) 手形培地：1回当たり10枚を限度とする。
- (3) ATP検査用スティック：1回当たり20本を限度とする。

#### 附 則 （一部改正）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則 （一部改正）

この要項は、平成26年7月1日から施行する。

#### 附 則 （一部改正）

この要項は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 （一部改正）  
この要項は、平成28年7月1日から施行する。